

お客様各位

作成日：2018年6月20日
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし) 第107期分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ご投資いただいております「DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり)」、「DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース (為替ヘッジなし)」は、2018年6月20日に第107期決算を迎え、分配金は以下の通りといたしました。

なお、当該決算において、Aコースの分配金 (1万口当たり、税引前) を40円から20円に引き下げました。分配金水準変更の背景等については2頁以降をご参照下さい。

次期決算は2018年7月20日を予定しております。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

Aコース (為替ヘッジあり)

《第107期 分配金実績》

20円 (1万口当たり、税引前)

Bコース (為替ヘッジなし)

《第107期 分配金実績》

40円 (1万口当たり、税引前)

《分配金実績の推移 (1万口当たり、税引前)》

決算期 (年/月)		第1期-第16期 2009/8-2010/11	第17期-第36期 2010/12-2012/7	第37期-第42期 2012/8-2013/1	第43期-第106期 2013/2-2018/5	第107期 2018/6
分配金実績	Aコース (為替ヘッジあり)	35円	40円	40円	40円	20円
	Bコース (為替ヘッジなし)	40円	40円	30円	40円	40円

※分配金の実績は、将来の分配金の水準を保証もしくは示唆するものではありません。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

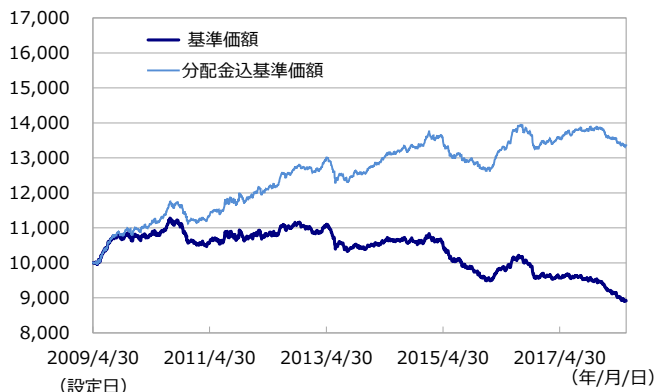
※収益分配金については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。

【ご参考】基準価額の推移 2009年4月30日 (設定日) ~2018年6月20日

2018年6月20日の基準価額

Aコース (為替ヘッジあり) 基準価額：8,911円

Aコース (為替ヘッジあり) 分配金込基準価額：13,357円
(円)



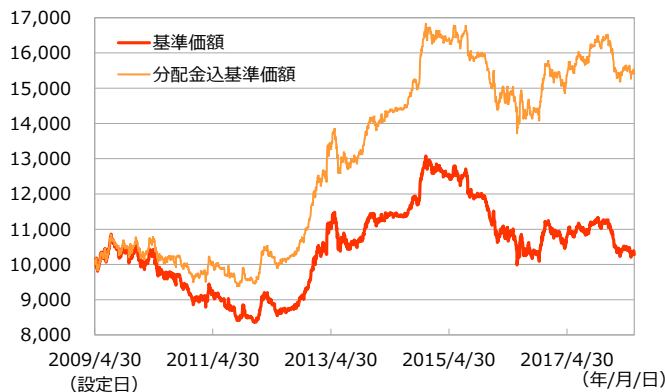
※基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※分配金込基準価額は、分配金 (税引前) を再投資したものと計算しております。

※過去の運用実績は、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

Bコース (為替ヘッジなし) 基準価額：10,278円

Bコース (為替ヘッジなし) 分配金込基準価額：15,425円
(円)



公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/債券



Aコースの分配金水準引き下げの背景

基準価額の水準や運用状況等を総合的に勘案した結果、Aコース (為替ヘッジあり) の分配金水準 (1万口あたり、税引前) を20円に引き下げました。

- ① 先進国において金融緩和策が長期にわたり継続されてきたことで、当ファンド設定時点に比べ公益債券市場の利回りが低下した。また、これを受け、当ファンドのポートフォリオの利回りも低下し、以前に比べインカムゲイン (利金収入) が減少したこと。

当ファンドは2009年4月30日に設定いたしました。

設定当初はリーマンショック後の景気下支えのため、欧米各国は利下げやバランスシートの拡大等を含む大規模な金融緩和策を相次いで実施しました。これを受け、国債を中心に債券の利回りは低下しました。

その後、ギリシャの債務問題に端を発した欧州債務危機を受け、欧州中央銀行 (ECB) がマイナス金利や量的緩和策の導入等、強力な金融緩和を進めたことで、欧州を中心に債券市場の利回りが大幅に低下しました。

当ファンドの主要投資対象は世界の公益企業・公社が発行する社債 (公益債券) ですが、欧米諸国で金融緩和策が継続されたこと等を受け、公益債券市場の利回りも低下しました。

その結果、当ファンドの利回りが低下、つまりインカムゲイン (利金収入) の減少につながりました。

<ご参考: ポートフォリオの平均最終利回り>

2009年12月末: 4.9%→2018年5月末: 3.4%

- ② 米ドルと円の金利差が拡大し為替ヘッジコストが上昇したこと。

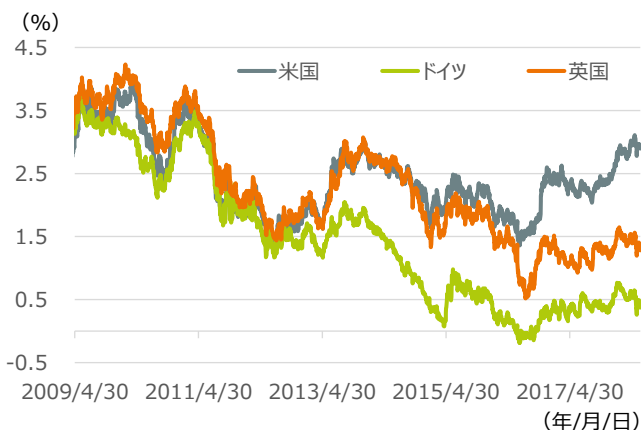
米連邦準備制度理事会 (FRB) は2015年12月に0.25%の利上げを開始してから足元まで7回、合計1.75%の利上げを実施しました。一方、日銀は依然として物価目標である2%を達成できない状況にあること等から引き続き金融緩和策を継続しています。

そのため、足元では米ドルと円の金利差が拡大 (為替ヘッジコストの拡大) しており、対円での為替ヘッジを行うAコースの基準価額にマイナスの影響をもたらしました。

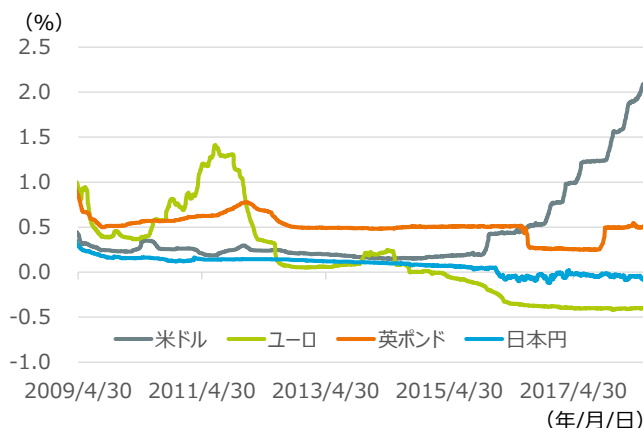
- ③ 前述のような環境下、分配金水準 (1万口あたり、税引前) を維持していたこと。

上記のような環境下においても、当ファンドではAコースの分配金を40円に長期に渡り維持してきました。その結果、2018年5月末時点の基準価額は8,951円となった一方、ファンドの運用成果を表す分配金込基準価額は13,387円と、両者の水準に大きな乖離が生じています。

【図表】米国、ドイツ、英国の10年国債利回りの推移
期間: 2009年4月30日～2018年6月19日、日次



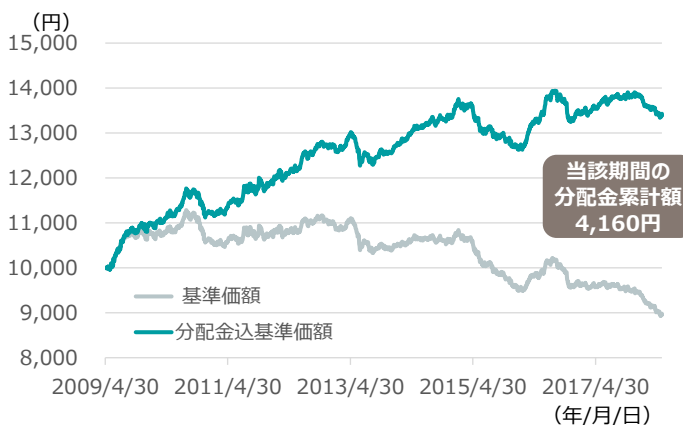
【図表】短期金利の推移
期間: 2009年4月30日～2018年6月19日、日次



<2018年6月19日時点の円との金利差>

米ドル	ユーロ	英ポンド
2.17% (コスト)	-0.31% (プレミアム)	0.59% (コスト)

【図表】設定来のAコースの基準価額の推移
期間: 2009年4月30日～2018年5月31日、日次



出所: Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

※基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※分配金込基準価額は、分配金 (税引前) を再投資したものと計算しております。

※過去の運用実績は、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

■ 公益債券市場について

当ファンドの主要投資対象である世界の公益企業・公社が発行する債券（公益債券）は、概ね堅調に推移してきました。

これは前述の通り、欧米諸国において量的金融緩和策が長期間にわたり継続されてきたことで、債券市場全体の利回りが低下（価格は上昇）したことがあります。

加えて、公益債券が有する「相対的に高い利回り水準」と「事業の安定性に支えられた高い信頼度」という2つの特徴も公益債券を下支えしてきた要因として挙げられます。

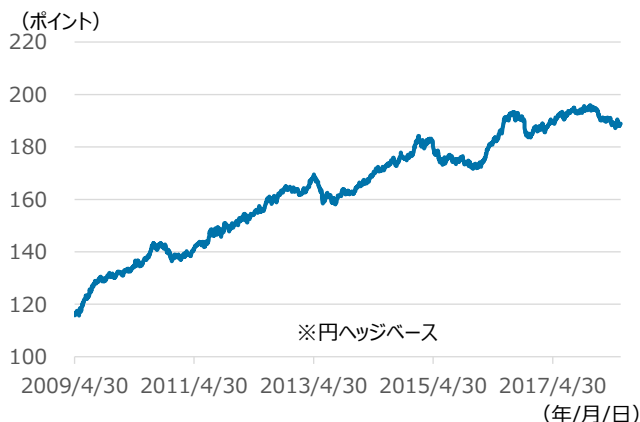
当ファンドが設定された当時は極端にリスクが回避されていた局面から景気回復局面に向かいつつありました。そのため、投資家が国債から社債等の信用リスクのある金融商品へと投資先を広げる過程において、公益債券は相対的に高い利回りが魅力となり、堅調に推移しました。

その後も市場でリスク回避姿勢が強まる場面も見られましたが、日常生活に不可欠なサービスを提供し、継続的な現金収入が望める公益企業の発行する債券に対し、相対的な安定性が期待できる資産の一つとしての資金流入が続きました。

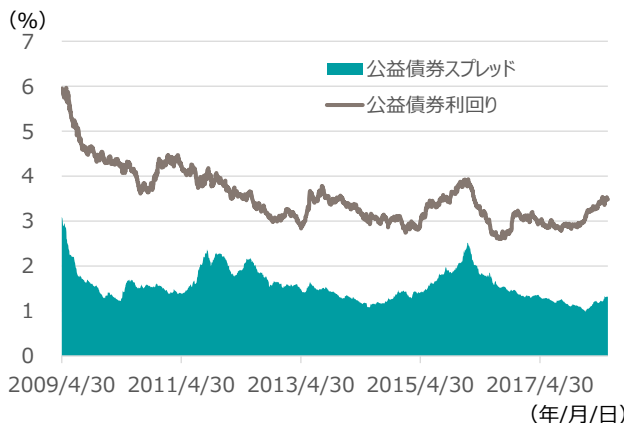
一方で、公益企業の事業は長期におよぶことから、公益債券は発行年限が10年超の超長期債が一般的であるという特徴もあります。そのためデューレーション（金利感応度）が比較的長く、金利変動が債券価格に与える影響も大きくなりやすい傾向にあります。

2015年末に米国が利上げに踏み切ってから長期金利の上昇は比較的緩やかなものとなっていました。その後、トランプ政権が誕生したことでインフレ期待が高まったことや、FRBが利上げのペースを加速させるとの思惑が広がったこと等から米国国債利回りの上昇が進みました。そのような中で、デューレーション（金利感応度）が比較的長い公益債券の価格には足元では軟調さも見られます。

【図表】公益債券（指数）の推移
期間：2009年4月30日～2018年6月19日、日次



【図表】公益債券利回りとスプレッド（指数）の推移
期間：2009年4月30日～2018年6月19日、日次



出所：Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
(P10「当資料で使用している指数等に関する留意事項」をご参照下さい。)

<ご参考：金利及びスプレッドについて>

金利： 債券価格は金利変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には債券価格は上昇し、逆に金利が上昇した場合には債券価格は下落する傾向があります。

スプレッド： 主に主要国債（先進国国債等）利回りとの利回り格差のことで、発行体の信用力や流動性等の影響を受けます。一般的に、信用力が高まればスプレッドは縮小（価格の上昇要因）し、信用力が低下すればスプレッドは拡大（価格の下落要因）する傾向があります。

■ 今後の見通しについて

公益債券は米国の金利上昇に加え、スプレッド（国債との利回り差）が拡大したことにも影響を受けましたが、今後はスプレッドが縮小に向かうことで、金利上昇による影響がある程度抑えられることに加え、債券の金利収入の積み上げにより、中長期的には堅調に推移すると見込んでいます。

足元の公益債券のスプレッド拡大については、世界的なリスク回避姿勢が強まったことと、社債市場で起債が相次ぎ需給バランスが軟化したこと、これらが同時に起こったことで、投資家が慎重姿勢をさらに強めたことが原因と見ています。当ファンドではいずれの要因についても改善に向かうと考えています。

まず、リスク回避姿勢が広まった背景には米国-中国間での貿易摩擦問題や米国-北朝鮮会談、イタリアの政治的混乱等が挙げられ、これらに対する不透明感は当面続くものと考えられます。しかし、いずれも金融市場全体を揺るがすようなものではなく、市場の過度な反応も徐々に落ち着いていくものと見込んでいます。

また、もう一方の社債市場の需給バランスについては、発行体である企業が金利上昇により資金調達コストが増加することを回避しようと起債を前倒した結果であり、起債が一巡すれば需給は再び引き締まる見通しです。

さらに、金利上昇およびスプレッドの拡大を受け公益債券の利回りが上昇したことで、機関投資家を中心に投資意欲が高まることにつながると見込まれることも、スプレッドの縮小要因となると見ています。

なお、Aコースは対円での為替ヘッジを行っていることから、通貨による変動の影響を抑制する一方で為替ヘッジコストがかかります。足元では、日米短期金利差の拡大で米ドル建資産の為替ヘッジコストが上昇しています。しかし、当ファンドの主要投資対象は世界の公益債券であることから、米ドル建資産のみに投資する場合に比べ、為替ヘッジコストは抑制されています。今後も欧州では緩和的金融政策が維持されるとの見方から、為替ヘッジコストはある程度抑えられると見込んでいます。

■ 改めて、DWS グローバル公益債券ファンドとは

『DWS グローバル公益債券ファンド』は、電力、ガス、水道といった、私たちの生活に欠かせないサービスを提供する公益企業・公社が発行する公益債券への投資を通じ、先進国国債と比べて高い債券の金利収入をコツコツと積み上げる堅実な資産運用を目指しています。

今後も、各国の政治情勢や欧米の金利上昇によって短期的に変動性が高まる局面は予想されますが、長期的には金利収入の積み上げがこうした短期的な価格変動のクッション（緩衝材）になる効果も変わらないと見ています。このため、短期的な変動を乗り越え、コア資産として長期的な資産形成にご活用いただける投資先の一つであると考えています。

公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド
(毎月分配型) Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)
追加型投信 / 内外 / 債券



DWS グローバル公益債券ファンド(毎月分配型)の特色

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

1 DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

- 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
- 組入債券の平均格付は、原則としてA格相当以上となることを目指します。投資対象は、取得時において原則としてB B B格相当以上の投資適格債とします。

2 Aコース(為替ヘッジあり)とBコース(為替ヘッジなし)があります。

- Aコースは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。(ヘッジコストがかかる場合があります。)
- Bコースは、対円での為替ヘッジを行いません。そのため為替変動の影響を受けます。
(注1)販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
(注2)各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

3 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月20日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ※分配金の実績は、将来の分配金の水準を保証もしくは示唆するものではありません。
- ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- ※収益分配金については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。分配方針については、投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご参照下さい。

4 Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbHに委託します。

- ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門(ドイチェ・アセット・マネジメント)のドイツにおける拠点です。

5 ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

市況動向及び資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
上記ファンドの目的・特色は抜粋であり、詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

① 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落(価格がゼロとなることもあります。)し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

④ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



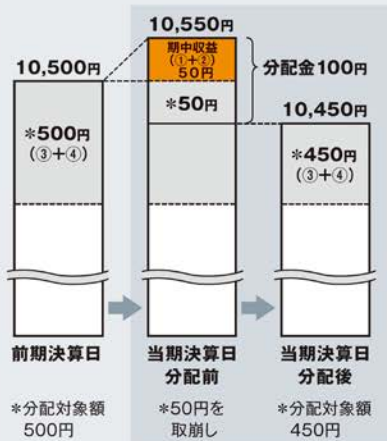
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

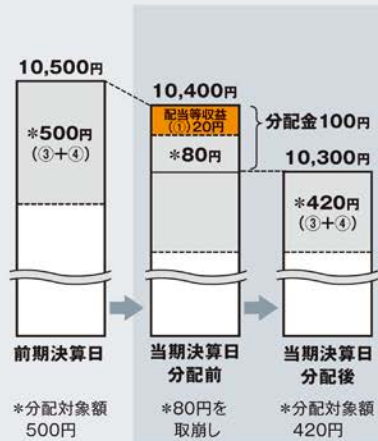
※ 右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

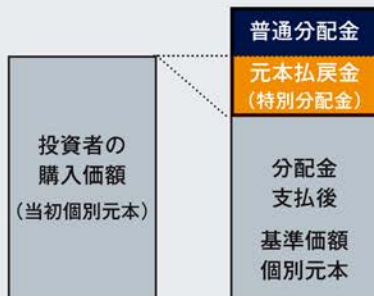


前期決算日から基準価額が下落した場合

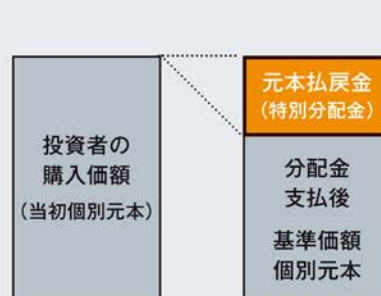


■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が
元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が
元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目録見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

手続・手数料等



お申込みメモ

申込締切時間/ 購入・換金申込 受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間/ 繰上償還	信託設定日(平成21年4月30日)から無期限 ただし、各ファンドについて残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注) 法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.5552%(税抜1.44%) ※委託会社が受ける信託報酬の一部を、公益財団法人日本盲導犬協会及び社会福祉法人日本介助犬協会に寄付します。 なお、寄付先・寄付条件等については、委託会社の判断により予告なく変更する場合があります。
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

販売会社	当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。 販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 フリーダイヤル 0120-442-785(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス https://funds.deutscheam.com/jp/
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
投資顧問会社	ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH(所在地:ドイツ フランクフルト) 委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド
(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)
追加型投信/内外/債券



当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第6号	○	○			
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金) 第12号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第43号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第633号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第6号	○		○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商) 第370号	○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第24号	○	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金) 第2号	○		○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商) 第15号	○		○		
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第653号	○	○		○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第2251号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商) 第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第44号	○		○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金) 第3号	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第53号	○	○		○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第169号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金) 第1号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商) 第3号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第61号	○		○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商) 第18号	○				
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第65号	○			○	
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第7号	○				
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金) 第6号	○				
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第66号	○	○	○	○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第593号	○		○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商) 第21号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金) 第5号	○		○		インターネット販売限定
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第624号	○		○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第170号	○				

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド
(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)
追加型投信/内外/債券



当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金) 第3号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第578号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商) 第20号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第39号	○		○	
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第117号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商) 第140号	○		○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第579号	○		○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第121号	○		○	
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第15号	○			
西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商) 第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第134号	○			
ニース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第138号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第1977号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金) 第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金) 第5号	○		○	インターネット販売限定
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第152号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第127号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金) 第7号	○		○	
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第48号	○		○	
ザ・ホンコン・アンド・ジャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第105号	○		○	*
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第167号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商) 第20号	○			
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金) 第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第649号	○	○	○	
三菱UFJ モルガン・スタンレーPB 証券 株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第180号	○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第181号	○	○		
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第190号	○			

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド
(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)
追加型投信/内外/債券



当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第611号	○			インターネット販売限定
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第3号	○		○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商) 第8号	○			
アーク証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第1号	○			
日本网証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第31号	○			
島大証券株式会社**	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商) 第6号	○			
セントレード証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第74号	○		○	

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。



DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) Morningstar Award “Fund of the Year 2016”債券型部門「優秀ファンド賞」受賞

Morningstar Award “Fund of the Year 2016”は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2016年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。債券型部門は、2016年12月末において当該部門に属するファンド1,670本の中から選考されました。当賞は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

【当資料で使用している指数等に関する留意事項】

公益債券 (指数) : Bloomberg Barclays Global Aggregate Corporate-Koueki (日本円除く)

公益債券スプレッド : Bloomberg Barclays Global Aggregate Corporate-Koueki (日本円除く) OAS (Option Adjusted Spread : オプション調整後スプレッド。期限前償還を加味して算出されている数値。) を使用。

※ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社 (以下「ブルームバーグ」と総称します。) またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。当資料記載の情報及び見通しは、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用、税金等を考慮していません。当資料に記載の内容は将来の運用成果等を保証するものではありません。投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券 (外貨建資産には為替変動リスクもあります) に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書 (交付目論見書) をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

■レポートの作成・配信は

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社